

《産業保健ウェビナー》始めます！

新型コロナウイルス感染症の影響から、神奈川県産業保健総合支援センターも2020年2月下旬から集合型の研修会を中止していました。緊急事態宣言が解除された後、WEB(オンライン)開催が認められていない認定産業医研修だけは、受講者数制限を講じたうえで集合型研修を行っています。認定産業医研修会以外の産業保健関連研修会はなお開催できない状態で推移しておりました。

この度、WEB(オンライン)による研修会の開催を可能とするようインフラを整備、新型コロナウイルス感染症の終息に至るまでの間、神奈川県産業保健総合支援センターのWithコロナ・ニューノーマルの取組として、WEB(オンライン)による産業保健関連研修会《産業保健ウェビナー》を行ってまいります。

以下・当センターHPの「研修のご案内」コーナーからの受講申込みをお願い致します。

<https://kanagawas.johas.go.jp/publics/index/22/>

なお、WEB(オンライン)ツールは、Cisco-Webex-Meetings を使用しますので、受講環境の準備については、当センターHPの以下URLから説明をご覧ください。

<https://www.kanagawas.johas.go.jp/files/libs/1855/202011161143518530.pdf>

開催日時	研修テーマ・講師	研修内容
2021年 1月8日(金) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」① 『感染症(パンデミック)下での労働時間制度と年次有給休暇の運用』 産業保健相談員 中山 寛之	感染症下での予定外の時間外労働等の増加や変形労働時間制度の運用・見直しの対応、年次有給休暇の付与の仕方等について説明します。
2021年 1月14日(木) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」② 『在宅・テレワーク勤務制度の運用と費用負担』 産業保健相談員 近藤 恵子	在宅・テレワーク勤務における労働時間・算定の要否、労働時間の変更、在宅・テレワーク勤務を行う場合の労使それぞれの費用負担等の課題への対処方法について説明します。
2021年 1月19日(火) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」③ 『新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置』 労働衛生専門職 高山 博光	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえて改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の概要と同指針による母性健康管理措置のあり方、関連する助成金等について説明します。
2021年 1月20日(水) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」④ 『感染症(パンデミック)拡大の影響による休業の要否と休業への補償』 産業保健相談員 田原 さえ子	「緊急事態宣言」等によって休業・自粛を要請された場合の会社としての対応の要否、労働者・本人が陽性になった/陽性の疑いが濃い/濃厚接触者である/疑濃厚接触者である可能性が高い等の場合の自宅待機命令等の可否、休業補償の要否等の具体的な取扱いについて説明します。
2021年 1月25日(月) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」⑤ 『感染症(パンデミック)が影響する派遣労働関係、外部取引先等との間の契約の履行』 産業保健相談員 櫻井 恵治	感染拡大に伴う休業・自粛期間中の派遣労働(者)への補償義務、グループ会社等の外部への応援・支援の際の留意事項について説明します。

開催日時	研修テーマ・講師	研修内容
2021年 1月25日(月) 14:00～15:00	「『心の健康づくり計画』研修会」(助成金申請手続説明会) メンタルヘルス対策促進員 永島 直美	国の指針を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定と運用の具体的方法のほか、産業保健関係助成金の申請手続に関する留意点について説明します。
2021年 1月26日(火) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」⑥ 『感染症(パンデミック)と安全配慮義務』 産業保健相談員 中山 絹代	感染症対策として、企業に求められる(想定される)安全配慮義務の範囲、職場内クラスターが発生した場合の事業者の責任、企業としての自主的な感染拡大予防策としての自主的(自費)PCR検査の実施に関する企業側の責任と労働者側の義務や費用負担の問題、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の労災補償の要件等について説明します。
2021年 1月29日(金) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」⑦ 『感染症(パンデミック)下での労働安全衛生法令の適用』 産業保健相談員 梅津 克己	感染の陽性者等への休業命令の可否と診断書の要否について、健康診断や安全衛生委員会の実施の要否について、産業医・衛生管理者の職場巡視の取扱いについて、医師等によるリモート面接指導の可否について等、感染症下の労働安全衛生法令の適用上の留意点について説明します。
2021年 2月2日(火) 14:00～15:00	シリーズ産業保健ウェビナー「感染症と企業のリスク対応～適切な労務・労働安全衛生管理のあり方」⑧ 『感染症とCSR、個人情報保護』 労働衛生専門職 高山 博光	職場で感染(陽性)が発生した場合の個人情報の取扱い、企業としてのディスクロージャー(情報公開)や取引先等への通知の責任、採用内定取消し等について説明します。
2021年 2月8日(月) 14:00～15:00	職場環境の変化に伴う労働衛生管理の進め方 産業保健相談員 前田 啓一	コロナ禍における新たな課題とストレスチェック結果による職場環境改善や安全衛生委員会の活用について説明します。
2021年 2月10日(水) 14:00～15:00	テレワークにおけるメンタルヘルス対応 産業保健相談員 松山 公一	テレワークにおけるメンタルヘルス対応について、オンラインでの相談対応、復職支援を中心に説明します。
2021年 2月16日(火) 14:00～15:00	「管理監督者向けメンタルヘルス教育」 メンタルヘルス対策促進員 横山 美枝子	管理監督者は、部下である労働者の状況を日常的に把握しており、個々の職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ることのできる立場にあることから、メンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者に対するメンタルヘルス教育のデモンストレーションを行います。
2021年 2月17日(水) 14:00～15:00	リモートワークにおけるラインケア 産業保健相談員 北川 佳寿美	リモートワークにおいて困難になりがちな職場のコミュニケーションについて、上司・管理職として、部下に対してどのようなサポートができるのかについて説明します。
2021年 3月5日(金) 14:00～15:00	メンタルヘルス研修～コロナ禍でのマネジメント メンタルヘルス対策促進員 金子 由美子	昨年からのコロナ禍により環境が激変しています。どんな影響があるか～特に若手社員の気持ちを理解し、ストレスマネジメントについて理解しましょう。変えられるものは何か。どんなストレスコーピングがあるか。一緒に考えてみましょう。
2021年 3月17日(水) 14:00～15:00	相談援助の現象学(現象学的心理学)概論 産業保健相談員 小川 憲治	心を病む社員の生きる世界の理解と産業カウンセリングの実際という観点から、職場の対人関係とメンタルヘルスの向上に向けた対策について説明します。

冬場は事務室内の空気が乾燥し換気も不十分になります

新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、事務室の換気、事務室内の空気環境を「事務所衛生基準規則」等によって確認しましょう

ビル内の事務室等における空気環境管理の根拠には

- ・ビル衛生管理法(ビル管理法)[正式名称:建築物における衛生的環境の確保に関する法律]に基づく建築物環境衛生管理基準
- ・労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則

の2つがあり、ビル内の事務室等の空気環境の内容・水準は同じものが定められています。

異なるのは、ビル管理法に基づく建築物環境衛生管理基準による空気環境管理の実施義務者は雑居ビルのオーナー等、対象となる建物の管理者であること、事務所衛生基準規則は事務所(建築基準法第2条第1号 ※ に掲げる建築物又はその一部)で労働者に事務作業を行わせる事業者が対象になります。

※ 建築基準法第2条第1号:「建築物」— 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む)、これに附属する門もしくは扉、観覧のための工作物又は地下もしくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く)をいい、建築設備を含むものとする。

事務所衛生基準規則とビル管理法の適用区分

事務所衛生基準規則とビル管理法の適用区分		
	特定建築物以外の建築物	特定建築物(延べ床面積が3,000㎡以上の興行場、百貨店、興行場、百貨店等、店舗又は事務所、旅館及び延べ床面積が8,000㎡以上の学校)
事務所のない建物	規制なし	ビル管理法のみが適用される
事務所のある建物	事務所衛生基準規則のみが適用される	事務所衛生基準規則及びビル管理法が共に適用される

ビルや工場・建屋・倉庫等の通常の建物内で労働者に事務作業をさせる事業者には、事務所衛生基準規則による空気環境測定の実施義務があり、雑居型のオフィスビルのように、ビル管理法の適用を受けてビル・オーナー等がビル管理法・建築物環境衛生管理基準に基づく空気環境の管理や測定をしていたとしても、ビル内の個別の事業者にはまた別に、事務所衛生基準規則に基づく空気環境管理や測定の実施義務があります。

「事務所衛生基準規則」・「ビル管理法」が定める空気環境等の基準

事務所衛生基準規則 第2条・第5条(※)の規定から

※ 空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備)または機械換気設備(空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備)を設けている場合は、室に供給される空気が、以下の基準に適合するよう、設備を調整しなければならない。

気積	10㎡/人 以上	
供給空気の清浄度(※)	浮遊粉じん(10μm以下)量	0.15mg/㎡以下
	一酸化炭素	10ppm(0.001%)以下
	二酸化炭素	0.1%(1,000ppm)以下
	ホルムアルデヒド	0.1mg/㎡以下
室内空気の基準(※)	気流	0.5m/s以下
	室温	17℃～28℃
	相対湿度	40%～70%

ビル管理法における空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

項目	基準
ア 浮遊粉じんの量	0.15 mg/m ³ 以下
イ 一酸化炭素の含有率	100万分の10以下(=10 ppm以下) ※特例として外気がすでに10ppm以上ある場合には20ppm以下
ウ 二酸化炭素の含有率	100万分の1000以下(=1000 ppm以下)
エ 温度	1. 17℃以上28℃以下 2. 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
オ 相対湿度	40%以上70%以下
カ 気流	0.5 m/秒以下
キ ホルムアルデヒドの量	0.1 mg/m ³ 以下(=0.08 ppm以下)

※機械換気設備を設けている場合は、上記の表のアからウまで、カ及びキを遵守する必要がある。

多くの事務所・事業場で忘れられがちな『事務所の空気環境の管理と測定』

事務所衛生基準規則第7条では、労働安全衛生法施行令第21条第5号の室：中央管理方式の空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備－中央機械室に加熱用コイルや冷却用コイルを設置し、中央管理室で換気や冷暖房などを一元的にコントロールする設備のこと。高さ31mを超える建築物や床面積1000㎡を超える地下街などにおいて多く採用されている）を設けている建築物の室で、事務所として使用される事務室等については、2月以内ごとに1回、定期に（※注）

① 一酸化炭素・二酸化炭素の含有率 ② 室温・外気温 ③ 相対湿度を測定し、「測定日時」「測定方法」「測定箇所」「測定条件」「測定結果」「測定を実施した者の氏名」「測定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要」を記録し、その結果記録を3年間保存しておかなければならないことが定められています。

※注）当該測定を行おうとする日の属する年の前年1年間で、当該室の気温が17℃以上28℃度以下及び相対湿度が40%以上70%以下である状況が継続し、かつ当該測定を行おうとする日の属する1年間で、引き続き当該状況が継続しないおそれがない場合には、②・③の事項については、3月から5月までの期間又は9月から11月までの期間、6月から8月までの期間及び12月から2月までの期間ごとに1回の測定とすることができる。

事務所衛生基準規則第8条には、以下の方法・器具の使用による測定の方法が定められています。新型コロナウイルス感染症・感染予防の重要な対策として、事務室の適切な換気の実施と測定を徹底しましょう。

事項	測定器
浮遊粉じん量	グラスファイバーろ紙（〇・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は当該機器を標準として校正された機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
気温	〇・五度目盛の温度計
相対湿度	〇・五度目盛の乾湿球の湿度計
気流	〇・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
ホルムアルデヒドの量	二・四－ジニトロフェニルヒドラジン捕集－高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、四－アミノ－三－ヒドラジノ－五－メルカプト－・二・四－トリアゾール法により測定する機器

測定の位置等

一般的な空気環境	一酸化炭素、二酸化炭素、気温、相対湿度、気流	室の通常の使用時間中に、室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置において行なう。
空気調和設備、機械換気設備の供給空気の清浄度	浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、ホルムアルデヒド	空気の吹出口等
建築、大規模改修後、模様替後	ホルムアルデヒド	室の通常の使用時間中に、当該室の中央部の床上50cm以上150cm以下の位置において行なう。

「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

① 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ビル管理法における特定建築物に該当する商業施設等については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行うこと。
- 特定建築物に該当しない商業施設等においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m³）が確保できていることを確認すること。必要換気量が足りない場合は、一部屋あたりの在室人数を減らすことで、一人あたりの必要換気量を確保することも可能であること。

② 窓の開放による方法

- 換気回数※を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。
※ 換気回数とは、部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数をいう。
- 空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

ご利用いただける日時

- 休日を除く毎日/午前8時30分～午後5時15分

● 休日 ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始

*事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせください。